



大船渡労働基準署ニュース

令和8年9月号

(令和8年8月末日発行)

新秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 飯野 洋司



今年の気仙地区の夏は、猛暑日はほとんどありませんでしたが、雨や曇りの日が多く、すっきりしない天気が多かったように思います。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、9月1日からは以下のとおり全国労働衛生週間準備期間が始まります。今年度のスローガンは、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」です。

働く方ひとりひとりが貴重な人材であることを念頭に、心身ともに健康を保ち、生き生きと働き続けることができる職場づくりを目指していただければと思います。

また、裏面のとおり9月は健康診断実施強化月間です。健康診断の実施、記録の保存、有所見者に対する医師からの意見聴取等、労働安全衛生法に基づいた対応の徹底をお願いいたします。

令和8年度「全国労働衛生週間」を10月に実施 9月は準備月間

令和8年度 全国労働衛生週間 スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、**労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に**、昭和25年から毎年開催しており、今年で第77回を迎えます。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など様々な取組展開します。

事業主の皆様におかれましては、全国労働衛生週間の実施要綱を確認いただき、本週間に向けて9月より準備を進めていただきますようお願いいたします。

【各事業場にて実施いただく事項】

- ・労働者の健康の保持増進を図るための取組
- ・女性の健康課題への取組
- ・治療と就業の両立支援対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場の熱中症予防対策
- ・小規模事業場における産業保健活動の充実
- ・個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- ・化学物質による労働災害に関する取組
- ・労働衛生3管理の推進等
- ・作業内容や働き方に応じた取組
- ・作業管理の特性に応じた取組

全国労働衛生週間 リーフレット



参考資料

岩手産業保健
総合支援センター



ストレスチェック制度
メンタルヘルス対策



こころの耳



ケミサポ



高齢者の安全衛生対策



定期健康診断等の診断項目の一部変更について（令和9年4月1日より適用）

診断項目（変更後）

- ☐ 既往歴及び業務歴の調査
 - ☐ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - ☐ 身長※・体重・腹囲※、視力及び聴力の検査
 - ☐ 胸部エックス線検査
 - ☐ 血圧の測定
 - ☐ 貧血検査（血色素量及び赤血球数）※
 - ☐ 肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）※
 - ☐ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）※
 - ☐ 血糖検査
 - ☐ 血清クレアチニン検査※
 - ☐ 尿検査（尿中の等及び蛋白の有無の検査）
 - ☐ 心電図検査※
- ※は医師の判断により省略可能

変更点

①血清クレアチニン検査の追加

血清クレアチニン検査とは腎機能を評価するための検査です。

②肝機能検査の酵素名変更

GOT
GPT
γ-GTP



AST
ALT
γ-GT

③喀痰検査の廃止

健診機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえて結核感染が疑われる方に対して医療機関への受診勧奨をお願いします。

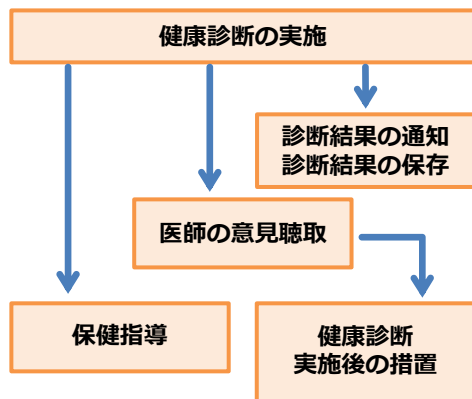
詳細はこちら



毎年9月は職場の健康診断実施強化月間です！

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に変更を徹底いただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、集中的・重点的に啓発を行っています。

留意いただきたい点について



・健康診断の対象＝パート労働者にも健康診断の実施が必要！

①及び②両方当てはまる場合には義務となります。

- ①無期雇用 or 1年以上の長さで雇用契約をしている
既に1年以上引き続き雇用した実績がある
- ②1週間あたりの労働時間数が通常の労働者の3/4以上

・受診だけでなく、記録の保存も必要！

健康診断結果は、労働者に通知するとともに事業者も記録を保存しなければなりません。

・有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう！

安衛法第66条の4は、事業者が、医師に対して異常の所見が認められた労働者の健康保持に必要な措置を聴くよう定めています。

「案内を受けた労働者には、保健師さんと面談させています。」といった対応も非常に望ましいですが、保健師との面談の勧奨や実施だけでは安衛法第66条の4の義務を履行したとは認められません。

健康診断結果に基づき、産業医や地域産業保健センターのサービスを利用し、適切に実施しましょう。

・事後措置を講ずる際には…

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

【参考資料】



労務管理、安全衛生情報を随時掲載中！

大船渡監督署からのお知らせ

検索

